◎新潟県告示第1474号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年３月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（指定金融機関等の区分） **第２条**　指定金融機関等を次のように区分し、その意義及び取り扱う事務の範囲は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 取りまとめ店　指定金融機関のうち会計管理者が指定した店舗をいい、県税に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）、母子福祉資金貸付金返金、父子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「県税徴収金等」という。）の口座振替の方法による収納の事務又は高等学校授業料等に係る収納の事務を取りまとめ処理する。 (4)・(5)　（略）	（指定金融機関等の区分） **第２条**　指定金融機関等を次のように区分し、その意義及び取り扱う事務の範囲は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 取りまとめ店　指定金融機関のうち会計管理者が指定した店舗をいい、県税に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）、母子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「県税徴収金等」という。）の口座振替の方法による収納の事務又は高等学校授業料等に係る収納の事務を取りまとめ処理する。 (4)・(5)　（略）
（収入金等の送付区分） **第16条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、指定金融機関等のうち、代表店は、県税徴収金等の口座振替の方法による収入金を振替収納した日の翌々営業日に取りまとめ店へ送付し、取りまとめ店は、当該収入金を、県税徴収金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「障害児（者）施設等費用徴収金」という。）に係る収入金にあつてはその送付を受けた日の翌々営業日に、母子福祉資金貸付金返金、父子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金に係る収入金にあつてはその送付を受けた日に自店の系統に属する事務集中店へ送付しなければならない。 ３　（略）	（収入金等の送付区分） **第16条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、指定金融機関等のうち、代表店は、県税徴収金等の口座振替の方法による収入金を振替収納した日の翌々営業日に取りまとめ店へ送付し、取りまとめ店は、当該収入金を、県税徴収金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「障害児（者）施設等費用徴収金」という。）に係る収入金にあつてはその送付を受けた日の翌々営業日に、母子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金に係る収入金にあつてはその送付を受けた日に自店の系統に属する事務集中店へ送付しなければならない。 ３　（略）
別表第５（第43条関係） １・２　（略） ３　取りまとめ店が提出する報告書 名　　称　（略） （略） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表　（略）	**別表第５**（第43条関係） １・２　（略） ３　取りまとめ店が提出する報告書 名　　称　（略） （略） 母子寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表　（略）

（略） ４　（略） **第27号様式**（第43条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 （略） 次のとおり母子福祉資金貸付金返金、父子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金の口座振替による収納分を取りまとめたので報告します。 （略）	（略） ４　（略） **第27号様式**（第43条関係） 母子寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 （略） 次のとおり母子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金の口座振替による収納分を取りまとめたので報告します。 （略）